

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための

日本国政府とジャージー政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第二号)(衆

議院送付) 要旨

この協定は、我が国とジャージーとの間で、国際的な脱税及び租税回避行為を防止するため、租税に関する情報の交換を行うための詳細な枠組みを定めるとともに、我が国とジャージーとの間の人的交流を促進する観点から、退職年金等の特定の個人の所得についての課税の免除を規定するものであり、二〇一一年(平成二十三年)十二月二日にロンドンで署名されたものである。この協定は、前文、本文二十箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す議定書から成り、その主な内容は次のとおりである。

一、両締約者の権限のある当局は、この協定の実施又は全ての種類の租税に関する両締約者の法令の運用若しくは執行に関連する情報の交換を通じて支援を行う。

二、情報の提供を要請された締約者(以下「被要請者」という。)の権限のある当局は、要請に応じて情報を提供する。当該情報は、調査の対象となる行為が被要請者の領域的管轄内において行われたとした場合

にその法令の下において犯罪を構成するか否かを考慮することなく提供される。各締約者は、自己の権限のある当局に対し、銀行等が有する情報及び法人等の所有に関する情報を要請に応じて入手し、及び提供する権限を付与することを確保する。

三、被要請者の権限のある当局は、所定の場合に情報提供の要請を拒否することができる。また、この協定は、締約者に対し、営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密又は取引の過程を明らかにするような情報を提供する義務を課するものではない。ただし、銀行等が有する情報及び法人等の所有に関する情報であることのみを理由として、そのような秘密又は取引の過程として取り扱われることはない。

四、両締約者の権限のある当局が提供し、及び受領した全ての情報は、秘密として取り扱う。

五、締約者の居住者が受益者である退職年金については、当該締約者においてのみ課税することができる。

六、この協定は、両締約者のそれぞれの法令上の手続に従って承認されなければならない。この協定は、その承認を通知する公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。